公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建築工事を含む））

次のとおり技術提案書の提出を招請します。なお、本案件は、ＷＴＯに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける事業である。

平成31年4月26日

国立研究開発法人

国立長寿医療研究センター理事長

荒井　秀典

◎調達機関番号　824　◎所在地番号　23

○第１号

1　事業概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　業務名称　国立研究開発法人国立長寿医療研究センター新棟整備事業

⑶　事業場所　愛知県大府市森岡町七丁目430番地　国立長寿医療研究センター敷地内

⑷　事業概要　本工事は新棟整備工事の設計業務（基本設計、実施設計、設計意図伝達）及び工事施工業務を行う。

⑸　業務期間　契約締結日の翌日から平成34年２月28日を期限とする。

⑹　本事業は、技術提案と提案価格による総合的な評価に基づき優先交渉権者として選定された者と、基本協定の締結並びに基本設計の委託契約を締結した後、設計の過程で基本協定に基づき価格等の交渉を行い、実施設計、設計意図伝達及び工事施工の契約を締結する事業である。

2　提案参加者の参加資格要件等

⑴　提案参加者が備えるべき要件等

１）提案参加者の構成等

①　本提案には、以下に示す要件をすべて満たしている単体企業（以下、「提案参加企業」という。）特定建設工事共同企業体（以下、「提案参加ＪＶ」という。）又はコンソーシアム（以下、「提案参加コンソーシアム」という。）が参加可能である。

②　提案参加者は、提案参加企業、提案参加ＪＶ又は提案参加コンソーシアムの構成員が本事業の遂行上果たす役割を明らかにするとともに、提案参加ＪＶ若しくは提案参加コンソーシアムで申し込む場合には、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が提案手続を行うとともに、当センターとの対応窓口となること。また、代表企業は、優先交渉権者となった場合の契約協議等、当センターとの調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。

③　提案参加ＪＶ若しくは提案参加コンソーシアムで申し込む場合の代表企業は、工事施工にあたる者（以下、「施工企業」という）のうち建築を担当するものとし、施工企業が共同企業体の場合にあたっては、施工能力が最大で、かつ、出資比率が構成員中最も高い者とすること。

④　提案参加ＪＶ若しくは提案参加コンソーシアムで申し込む場合の構成員の数は、２以上５以下とする。

２）提案参加者の全構成員に共通する参加要件

①　当センター及び厚生労働省から指名停止を受けている期間中でないこと。

②　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

③　民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く）でないこと。

④　当センター反社会的勢力への対応に関する規程第２条各号に掲げる者でないこと。

⑤　他の応募者の構成員との間に次のいずれかの関係を有する者でないこと。

㋐　資本関係　次のいずれかに該当する２者の関係にある場合。ただし、子会社（会社法（平成17年法律第86号）第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が続行中の会社又は更生会社（会社更生法第２条第７項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

ａ　会社法第２条第４号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合

ｂ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

㋑　人的関係　次のいずれかに該当する２者の関係にある場合

ａ　一方の会社の役員等が、他方の会社の役員等を現に兼ねている場合。ただし、会社の一方が再生手続きの続行中の会社又は更生会社である場合を除く。

ｂ　一方の会社の役員等が、他方の会社の民事再生法第64条第２項又は会社更生法第67条第１項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

㋒　その他の関係　その他㋐又は㋑と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑥　次に掲げる本事業に係る当センターのアドバイザーである法人又は当該法人との間に⑤㋐の資本関係若しくは⑤㋑の人的関係を有する者でないこと。

商号　株式会社プラスＰＭ　所在地　大阪府大阪市北区西天満２丁目８番５号　西天満大治ビル

⑦　技術審査評価委員会の委員が属する法人又は当該法人との間に⑤㋐の資本関係若しくは⑤㋑の人的関係を有する者でないこと。

３）提案参加者資格　設計及び工事施工の各業務に当たる者は、それぞれ次の要件を満たすこと。なお、複数の要件を満たす者は、当該複数の業務を実施することができるものとする。

①　設計企業の資格　設計企業は、次に掲げる㋐～㋒の要件をすべて満たすこと。提案参加ＪＶもしくは提案参加コンソーシアムにおいて設計企業が２社以上となる場合、１社は全ての資格要件を満たし、その他は㋐及び㋑を満たすこと。

㋐　建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第１項の規定による一級建築士事務所の登録を受けた者であること。

㋑　公募型プロポーザル参加要件確認基準日において、厚生労働省競争参加資格「建築関係コンサルタント」のＡ等級に格付けされ、東海北陸地域の競争参加資格を有するものであること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、東海北陸地域における競争参加資格の再認定を受けていること。）

㋒　管理技術者（設計）（本設計業務全般の管理及び統括を行う者をいう。以下同じ。）として、次の各号の要件を満たす者を配置することができること。

ａ　平成21度以降において、200床以上の病院の新築に関する実施設計について管理技術者又は主任担当技術者として担当した実績（現在所属する企業における実績に限る。）を１件以上（設計業務が完了したものに限る）有する者。

ｂ　一級建築士の資格を有する者。

ｃ　手持ちの業務については、携わっている設計業務（工事監理業務は除く。特定後未契約のものを含む。）が本業務を除き３件以下であること。

㋓　設計業務の主任担当技術者（建築意匠）として、次の各号の要件を満たす者を配置することができること。

ａ　平成21年度以降において、100床以上の病院の新築に関する実施設計について管理技術者又は主任担当技術者として担当した実績（現在所属する企業における実績に限る。）を１件以上（設計業務が完了したものに限る）有する者。

ｂ　手持ちの業務については、携わっている設計業務（工事監理業務は除く。特定後未契約のものを含む。）が本業務を除き３件以下であること。

㋔　設計業務の主任担当技術者（建築構造）として、次の各号の要件を満たす者を配置することができること。

・平成21年度以降において、100床以上の病院の新築に関する実施設計について管理技術者又は主任担当技術者として担当した実績（現在所属する企業における実績に限る。）を１件以上（設計業務が完了したものに限る）有する者。